

より詳しい情報につきましては、下記にご連絡下さい。

趙 雪岩 (ちょうせつげん)
外国法事務弁護士

(第二東京弁護士会所属)



T. 03-3218-5007
E. xueyan.zhao@sidley.com

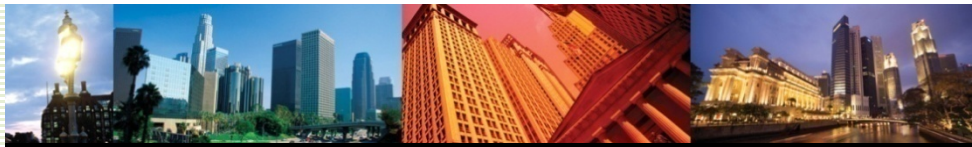
1987年東北財経大学経済学部卒
1998年東京都立大学法学部修士過程修了

1998年東京都立大学法学部修士課程を修了後、日本の涉外法律事務所に1年間外国法研究員として勤務。1999年中国帰国後、東北地区で日本企業向け専門涉外弁護士として活躍している。瀋陽、北京、上海、大連事務所の日本企業法務グループのリーダーとして日系投資企業に対する総合法律サービスの提供に尽力している。現地日本大手企業から絶大な信頼を受けると同時に、遼寧省、瀋陽市、大連市政府からも高い評価を受けており、2011年よりカウンセラーとして西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業にて中国プラクティスの中心として幅広いサービスを展開している。

日本語に堪能で日本語での法律相談をしている。

今後の中国法 UPDATE の配信のご希望、配信停止に関しましては、kebinuma@sidley.comまでお知らせください。

中国法 UPDATE は、情報提供のみを目的として西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業により作成されており、法的な助言を構成するものではありません。この情報は、顧問弁護士がその顧客に法的助言の提供を意図して提供したものではありません。この情報を顧客の皆様が受取られることは、私共による法的助言の提供にはなりません。具体的な問題については、本情報に依拠されることなく、必ず専門家によるアドバイスを受けていただけますようお願いいたします。



西川 シドリーオースティン法律事務所 外国法共同事業

◆◆◆中国法UPDATE◆◆◆

2011年12月

Vol.1 外国人の中国社会保険加入義務化

「中国国内で就業する外国人の社会保険加入に関わる暫定弁法」について

一、立法背景

1. 外資優遇政策の廃止を中心に「内外統合」の政策転換
中国では、2007年に企業所得税の統一、2008年に「労働契約法」の施行、2010年「個人都市維持建設税及び教育費附加制度の内外資企業との統合に関する通知」の発効、2011年に「社会保険法」の施行に伴って、内外統合の政策転換をより一層早くに進めている。
2. 高齢化社会の発展
高齢化が急速に進む中、日本と同じように、中国の基本養老保険制度も、定年退職人口の急増に直面する。このような状況で、財源の限られた養老保険制度は「僧多粥少」(ものが少ないのに、分配を願う人が多い)の局面にあり、また改善の見通しは立っていない。
3. 外国人就業人数の増加
中国で長年働き、また、中国で保険料を納付し、中国の社会保障を受けようとする外国人も多くなっている。こういう状況の下で、中国政府は外国人に一律に国民待遇を与え、彼らの社会保障問題を解決するのも「社会保険法」第97条の立法目的の一つである。

二、法規定

外国人が中国社会保険に加入することについて、2010年10月28日付で公布された「中華人民共和国社会保険法」

(2011年7月1日より施行)第97条には、「外国人が中国国内で就業する場合、本法規定を参照して社会保険に加入する」と明記されているが、その解釈については長らく不明確なままであった。

2011年9月6日付で公布された「中国国内で就業する外国人が社会保険に加入することに関する暫定弁法」（2011年10月15日より施行、以下「暫定弁法」という）には、外国人の社会保険加入範囲（養老、医療、労災、失業及び生育保険）などの基本問題が明記され、中国国内で就業する外国人の社会保険加入が義務付けられる方針が明確になっている。

三、加入対象者

「暫定弁法」の第2条、第3条では、中国国内で「外国人就業証」、「外国専門家証」及び「外国常駐記者証」等の就業証書並びに外国人居留証書を取得し、「外国人永久居留証」を保有する中国国内にて合法的に就業する非中国国籍の人員を中国国内で就業する外国人として定義している。中国国内で合法的に登録又は登記されている企業、事業組織、社会团体、民間非企業組織、基金会、法律事務所、会計士事務所等の組織（「雇用単位」）が法により採用した外国人及び国外の雇用者と労働契約を締結した後に、中国国内に登録しまたは登記した分支機構や代表機構（「国内就業単位」）に派遣され勤務する外国人が加入対象者となる。実務上、①現地法人に勤める駐在員②現地法人に採用された外国人③駐在員事務所に勤める駐在員④非中国国籍の記者、教師等が含まれる。

四、加入保険内容

「暫定弁法」の第3条では、中国国内で就業する外国人は、法律により従業員養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険、出産保険に加入、使用者及び本人が規定に従い社会保険料を納付しなければならないと規定されている。

社会保険の納付比率が以下の通りである（北京を例とする。納付比率は地域ごとに異なることがある）。

保険名称	雇用単位負担比率	個人負担比率	給付
基本養老保険	20%	8%	15年間以上保険金を納入した被保険者に定年退職した後、基本年金が給付される。
医療保険	10%	2%+3	A スタートラインに達しない場合は医療保険基金からの給付はない。 B スタートライン以上で最高ライン未満の場合には、医療保険基金からほぼ補填されるが、本人も一部を負担しなければならない。 C 最高ラインを超えた医療費用は、全額自己負担となる。
失業保険	1%	0.2%	救済金を受ける期間及び救済金の金額は、失業前に保険金納付累計年数によって異なる。 例えば、累計保険金納付年数が20年間以上の場合、毎月の救済金が891人民元であり、救済金を受ける期間が最長24ヶ月となる。
生育保険	0.8%	0	出産休暇期間中における出産手当、出産医療関係サービス費及び出産により引き起こされた病気の医療費は保険基金から支給される。

<p>労災保険</p>	<p>業種リスクに従って異なる浮動比率を適用する。 0.5%（サービス業） 1%（加工・製造業） 2%（鉱山採掘業）</p>	<p>0</p>	<p>従業員が業務遂行にあたって事故により傷害を受けた場合と職業病にかかった場合の医療費は保険基金から支給される。</p>
-------------	--	----------	---

五、加入手続

雇用単位が外国人を採用した場合、就業証手続完了日から 30 日以内にその外国人のために社会保険登記手続を行わなければならない。

法に基づき外国人就業証手続を行う組織は、外国人の中国就業に係わる情報を適宜に主管社会保険管理機関へ報告しなければならない。社会保険管理機関は、関連組織に対して、外国人就業手続状況を定期的に確認しなければならない。

六、外国人採用コストへの影響

中国において、社会保険の費用は従業員個人負担分と会社負担分の 2 部分に分けられる。従業員個人負担分は、通常当該従業員の前年度の平均月給を納付基数とするが、前年度の平均月給が規された納付基数の上限を上回るか、又は規定された下限を下回る場合、上限又は下限を納付基数とする。ここでいう上限及び下限は、当該省（直轄市）の城鎮（城鎮とは、中国特有の言葉で、村（農村）以外の行政地域を意味する）職員の前年度の平均月給の 300%、60%であることが一般的である。外国籍従業員の賃金が高いため、納付上限に達するのは通常である。

「暫定弁法」の実施後、会社が外国籍従業員のために納付する社会保険費用の比率は平均 30%で、上海は 37%まで達している。現地採用か本社派遣の形を取るかにかかわらず、外国籍従業員雇用のコストがさらに上昇することは避けられないと考える。

七、日中間の社会保険協定協議の状況

「暫定弁法」の第 9 条には「中国と社会保険の二国間又は多国間の協定を締結している国の国籍を有する人員が中国国内で就業する場合、当該人員が社会保険に加入する規則は協議の規定に基づき取り扱う」と規定されているので、外国人の社会保険料の二重払い問題について、二国間又は多国間協定により解決を図る。現在中国と社会保険協定を締結済みの国はドイツと韓国のみである。中国は、「社会保険法」施行後、最初の二国間社会保障協定交渉の相手国を日本とすることを決定した。日本政府も、協定締結に向けた協議の早期開始及び適用猶予等の経過措置の導入について、中国に要請した。外国人に対して社会保険費の徴収が開始された場合、日系企業に与える影響も大きいことから、早期の社会保険協定の締結が望まれる。

Sidley Austin LLP は、シカゴ、ニューヨーク、ロサンゼルス、サンフランシスコ、パロアルト、ダラス、ロンドン、香港、シンガポールおよびシドニー以外の当事務所のオフィスを拠点とするデラウェア州の有限責任事業組合（以下、LLP）であり、イリノイ州の(LLP)である Sidley Austin LLP (シカゴ)、デラウェア州の LLP である Sidley Austin (NY) LLP (ニューヨーク)、デラウェア州の LLP である Sidley Austin (CA) LLP (ロサンゼルス、サンフランシスコ、パロアルト、Los Angeles, San Francisco, Palo Alto)、デラウェア州の LLP である Sidley Austin (TX) LLP (ダラス、ヒューストン)、デラウェア州の別個の有限責任事業組合 (LLP) である Sidley Austin LLP (ロンドン)、デラウェア州の別個の LLP である Sidley Austin LLP (シンガポール)、ニューヨーク州のジェネラルパートナーシップである Sidley Austin (香港)、外国法事務弁護士により構成され、外国法に関する業務のみ行なうデラウェア州のジェネラルパートナーシップである Sidley Austin (シドニー)、そして西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業 (Sidley Austin Nishikawa Foreign Law Joint Enterprise) (東京)などの他のパートナーシップと提携関係にあります。ここでは、これらの提携パートナーシップをまとめて Sidley Austin (シドリーオースティン)、Sidley (シドリー)、または当事務所と表記しております。